

千葉市区自主企画事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の特性及び区民の意向等を踏まえた区自主企画事業（以下「事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、地域の活性化及び地域課題の解決に向けた区民の主体的な活動を促進するとともに、区の個性を活かした魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 区長は、前条の目的に資するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

(2) 地域課題対応事業

特定の地域課題への対応や行政目的の普及・実現に向けて、区が主導的に支援する事業

(3) 区民ふれあい事業

区民意識醸成及び区の魅力向上に資する事業

2 区長は、事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 地域課題を把握するため、区民意見の聴取に努めること。

(2) 事業の必要性、効果及び効率性を考慮するとともに、将来展望に基づく計画的な事業展開に努めること。

(3) 事業の実施結果を把握し、事業評価を行うとともに、所期の目的を達成した事業は完了させ、新たな展開を図ること。

(事業検討班の設置)

第3条 区長は、事業の実施計画を策定するため、各区に事業検討班を置くことができる。

2 検討班は、区職員をもって構成し、班員は区長が指名する。

(事業実施計画書の作成)

第4条 区長は、別に定める様式により、区自主企画事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成のうえ、予算要求を行うものとする。

(関係部局等の調整)

第5条 区長は、前条の事業計画書の策定にあたっては、必要に応じ、事業に係る関係部局等と調整を行うものとする。

(関係部局等の支援)

第6条 関係部局等は、事業の円滑な推進を図るため、区長に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとする。

(事業の広報等)

第7条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し、必要な事項は区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 「区民ふれあい事業運営要綱」は、平成25年3月31日をもって廃止する。